

# IFRS に関するアジア調査出張(韓国) 調査報告書概要

## I. 韓国の会計基準・開示制度

○韓国では、全ての上場企業に連結財務諸表と単体財務諸表の作成・開示が求められており、いずれも、2011年から、国際会計基準(IFRS)を基に逐語で翻訳・制定された K-IFRS(韓国採択国際会計基準)が、適用されている(なお、K-IFRSでは、IFRSでは開示が義務付けられない一部の項目(営業損益、剰余金計算書)について追加開示を求めている)。

(注1) 2007年にロードマップを公表し、①2011年に全上場企業にIFRSを強制適用する、②強制適用の前段階として2009年からIFRSの早期適用を認めることとした。なお、早期適用は約60社が実施。

(注2) 金融機関については、監督上の観点から、原則として、上場・非上場を問わずK-IFRSが適用される。

○K-IFRSの導入と同時に、従来の単体中心の開示から連結中心の開示に移行しており、連結財務諸表の四半期・中間期での開示の義務付け、期末連結財務諸表の開示期間の短縮化などが実施された(ただし、一定規模以下の企業について、当初は猶予措置あり)。

(注) 連結財務諸表は情報提供、単体財務諸表は税・配当計算などの目的で使用・作成するとされている。なお、投資家の中には、個別企業の財務状況を分析する観点から、単体財務諸表も依然として情報提供の面で有益との意見もある。

○連結財務諸表・単体財務諸表ともにK-IFRSを適用することにより、連結・単体間の比較可能性の向上、企業の財務諸表作成コストの低減などが期待できること、また、韓国では連結財務諸表を作成している企業が全上場企業の40%程度であったことから、連結財務諸表のみにIFRSを導入しても効果が不十分であったことも、単体財務諸表へIFRSを導入した理由と理解されている。

## II. 国際会計基準(IFRS)への対応

(IFRSを導入した理由)

○IFRSを導入した理由は、①通貨危機後、会計の透明性を高めるため、韓国基準とIFRSのコンバージェンスを進めたにもかかわらず、韓国基準はローカル基準であると国際社会でみなされ、それに伴う経済的損失(いわゆるコリア・ディスカウント)が発生しており、対外的な信頼度を高める必要があったこと、②海外で上場する企業が韓国基準とIFRSの両方で財務諸表を作成する必要があり、企業負担を軽減する必要があったこと、などである。

○上場企業全てにIFRSを適用した理由は、上場企業間で異なる基準を適用することによる比較可能性の低下を避け、会計の透明性を確保するためであるとされている。

#### (カーブアウト等)

- 現時点ではカーブアウトは行われていない。ただし、IFRS 第 9 号(金融商品：分類と測定)については、まだ K-IFRS に取り込まれていない。なお、外貨換算会計については、現行基準は韓国企業に適合しないことを理由に、IASB に検討を要望しているとのことであった。
- 現在開発中の基準である減損、収益認識、リース等については、懸念を示す意見が多く見られた。特に、リースについては、企業への影響が大きく反対が強いとの意見があった。

#### (コスト・ベネフィット)

- IFRS を導入するベネフィットとして、以下の指摘があった。
  - ・グローバルな基準を採用することによる対外信認度、透明性の確保
  - ・会計基準の統一による作成負担の軽減
  - ・資本調達コストの低下
  - ・同一産業内及び海外企業との間の比較可能性の向上(注)他方、海外の投資家の信認度が特別に高まったということはないという指摘や、原則主義の下で、企業間での会計方針のばらつきによる比較可能性の低下を懸念する意見もあった。
- IFRS を導入するコストとして、以下の指摘があった。
  - ・企業・当局などにおける人材の教育・育成費用
  - ・企業におけるシステム構築費用、導入に当たってのコンサルタント費用
  - ・注記の増加に伴う開示や監査の増大
  - ・IFRS 導入とともに、連結での四半期と中間期の開示制度が導入されており、総合的な開示コストの増加
- 韓国当局者は、会計の透明性に関して国際的評価が得られていない状況を画期的に変える観点から、負担も大きい、それを上回るベネフィットがあると考え、非常に大きな決断をしたとしている。なお、当局や基準設定主体にとってはベネフィットが大きい、作成者には負担が大きいとの指摘もあった。

#### (原則主義の影響)

- 原則主義への移行について、企業からは、IFRS においては実際には詳細なルールが記載されており、導入前に思っていたほど原則主義ではなかったとの意見があった一方、正確な解釈を得るのに苦労しているとの指摘もあった。
- 原則主義へ対応するため、質疑応答制度(プリクリアランス制度)が導入され、金融監督院と韓国会計基準委員会(KASB)が共同で対応している。また、K-IFRS では、必要に応じて適用ガイダンスを策定することが可能とされているが、実際にはガイドラインは発行されていない。

#### (会社法・税法への影響)

- IFRS 導入による企業への負担を軽減するため、商法・税制など制度面での改正が実

施された。具体的には、配当面では、未実現利益に対する分配規制の追加等が行われるとともに、税制面では、IFRS に基づく計算の税制への受け入れ等が図られた。なお、税務申告はこれからであるが、K-IFRS への移行時の税務処理に関するガイドラインの不足や申告調整等の作業の増加を懸念する指摘があった。

(企業等への影響)

○企業からは、全般的には、K-IFRS と従来の韓国基準とはそれほど違うものではなく、大きな影響はなかったとの意見があった一方、連結の範囲、公正価値測定、機能通貨など、個別基準では大きな影響があるとの意見があった。

(導入を円滑にするための方策)

○特に産業界から IFRS の早期導入について抵抗感があったこと等を踏まえ、K-IFRS の導入を円滑に行うため、上記のほか、導入時に発生する問題について議論・対処する IFRS 導入タスクフォースを設置したほか、企業の実務面や心理面での負担を減らすため、当局による説明会や、監査法人による一部中小企業への無料コンサルティングなどが実施された。

### Ⅲ. 経済活動と会計のあり方

(IFRS とゴーイングコンサーン経営、当期純利益、公正価値会計)

○IFRS が長期的なビジネスを行う企業に適しているか否か、清算価値会計であるかといった点については、特に議論が聞かれなかった。

○経営指標として、包括利益よりも営業利益・当期純利益が重視されているとの指摘が多く聞かれた。

(注) 前述のように、K-IFRS では営業利益の開示が義務付けられている。

○公正価値については、IFRS への移行により公正価値の範囲が拡大した項目は複数存在するとのことであったが、選択制となる項目については原価モデルが使用されている模様である。

### Ⅳ. 会計基準設定主体のあり方

○民間会計関係者（作成者・監査人・学界等）からなる KASB（韓国会計基準委員会）が会計基準を策定し、当局（金融監督委員会）が承認する。

○KASB を中心として、国際会計基準審議会 (IASB) に対する積極的な意見発信や、IASB 等への人材の派遣を行っている。なお、KASB は、韓国独自の問題等について IASB に意見発信する役割を果たす必要があることから、IFRS のアドプションにより基準設定主体の役割はより重要になったとしている。

以上